事例No.	2896
公表年度	R5
団体の属性	都道府県
団体名	高知県

事例区分	行政改革

タグ	・消防・防災 ・組織改革

事例種類	消防・防災

事例内容・タイトル

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

出典

今後発生が想定される南海トラフ地震発生時の応援職員派遣に係るアクションプラン策定のためのワーキンググループ（第2回）

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	高知県

1. 庁内全体の受援調整

（単位：市町村数）

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織（担当者）		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織(担当者)の役割	
定めている	33	97.1%	29	85.3%	32	94.1%
定めていない	1	2.9%	5	14.7%	2	5.9%

※各項目は、内閣府(防災)が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和3年6月）」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである(以下同じ)。

2. 各受援対象業務

①災害マネジメント

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	33	97.1%	33	97.1%	33	97.1%	32	94.1%
定めていない	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	2	5.9%

②避難所運営

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	33	97.1%	33	97.1%	33	97.1%	33	97.1%
定めていない	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%

③支援物資

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	32	94.1%	32	94.1%	32	94.1%	30	88.2%
定めていない	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	4	11.8%

④災害廃棄物の処理

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	34	100.0%	34	100.0%	33	97.1%	32	94.1%
定めていない	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%	2	5.9%

⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%
定めていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

⑥被災者支援・相談

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	29	85.3%	29	85.3%	28	82.4%	29	85.3%
定めていない	5	14.7%	5	14.7%	6	17.6%	5	14.7%

3. 上記1及び2について定めていない主な理由

③ 発災後の職員再配置

ア　部局間の調整

各部局（主管課）は、想定以上に業務が集中し、部局内で職員が不足する場合又は不足することが予想される場合には、人事課に職員の応援要請を行う。

人事課は、各部局と調整し対応可能な職員を把握し、災害対策本部事務局と応急対策業務の実施状況などの情報を共有し、職員の再配置先の決定を行う。

配置先の決定にあたっては、必要人員・配置先・業務内容・期間等について具体的に調整を行うものとする。

また、応援を受ける部は、事前に応急対策業務のマニュアル等の作成を行うなど、適切な受入体制を整えるほか、早期の応援解除に努める。

イ　任命権者が異なる部局間の応援

任命権者が異なる知事部局、教育委員会、公営企業局との間で職員の応援を行う際には、上記の手順に準じて実施するものとし、それぞれの人事担当部署は、平常時から、南海トラフ地震による災害発生時の職員の応援に関して、その調整方法や手順を確認しておく。

ウ　市町村への応援

市町村への職員の派遣については、市町村振興課が市町村からの要請をとりまとめ、原則として人事課と調整を行いながら速やかに派遣を行う。市町村庁舎などが被災し、市町村機能が著しく低下していると判断される場合は、市町村からの要請を待つことなく、職員の派遣を行うものとする。

なお、発災初期は市町村機能が低下し、市町村の人的支援ニーズの把握が困難となることが想定されることから、必要に応じて各災害対策支部から市町村リエゾン等を派遣し管内市町村人的支援のニーズを把握のうえ、市町村支援要員を派遣する。市町村支援要員は各災害対策支部管内の職員を充てることを基本とするが、各支部管内で要員が不足する場合には、災害対策本部事務局及び人事課において、本庁各課の特命班の職員を中心に職員の派遣調整を行う。

エ　退職者等の活用

応急対策業務にあたる職員不足を補うため、人事課と連携して退職者等の活用を検討する。

④ 他県からの応援の受入れ

ア　他県からの応援の受入れに関する基本的な考え方

発災後速やかに国や他の地方公共団体、指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効率的に活用するため、あらかじめ受援に関する計画を策定しておくことが必要となる。

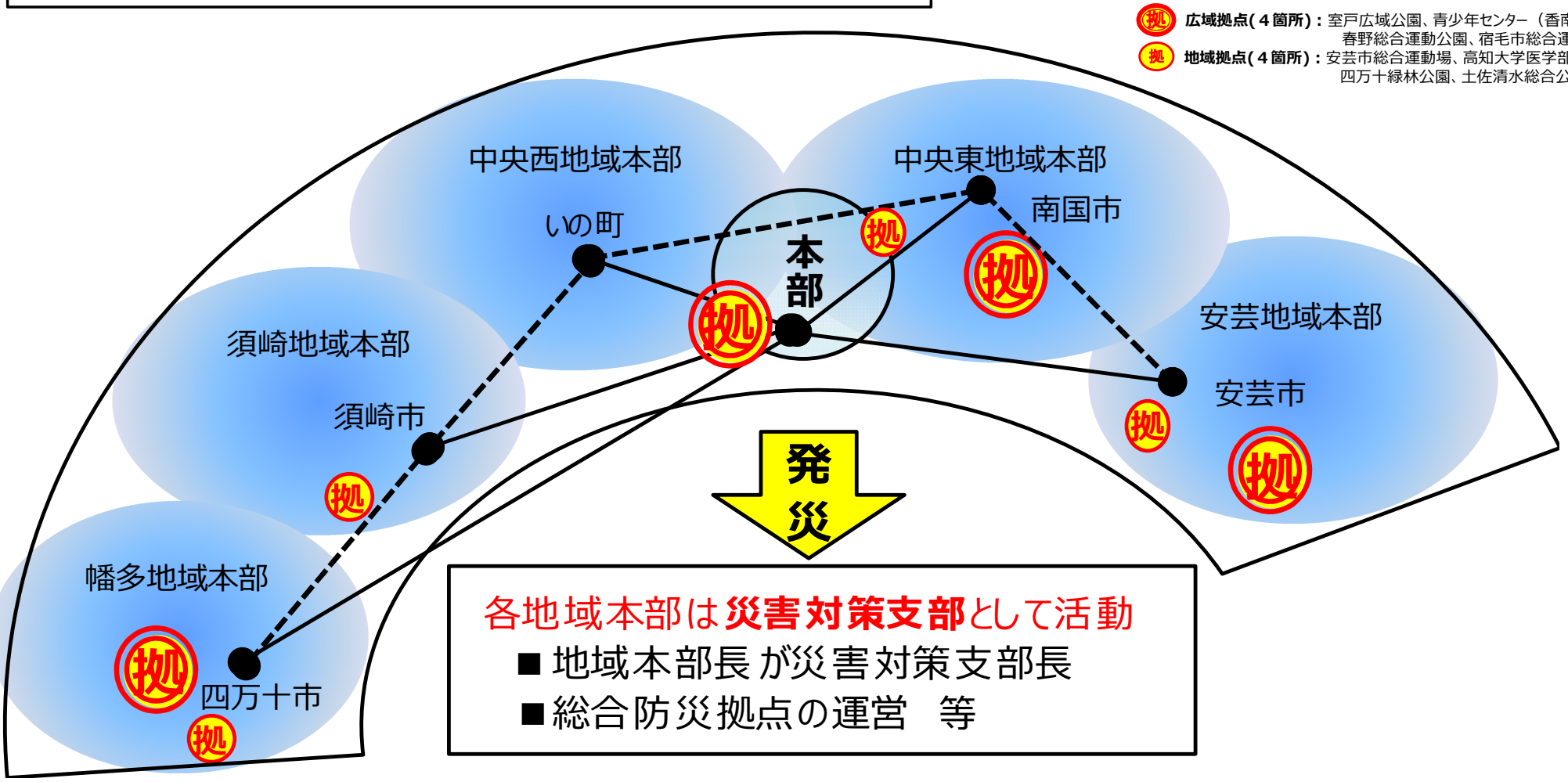
「高知県災害対策支部（総合防災対策推進地域本部）」について

資料2－2（高知県）

■　地域の防災力の向上を図るため、平成26年度に**地域本部を県内５つのブロックに設置（令和5年度に「総合防災対策推進地域本部」に名称を変更）**

■　**発災時には「災害対策支部の運営」**、平常時は「市町村の災害対策の支援」や「災害対策支部の運営体制の強化」等を図っている。

高知県災害対策支部（総合防災対策推進地域本部）と総合防災拠点の体制



【高知県資料２】

幡多災害対策支部

市町村支援班　運営マニュアル

【目　次】

１．市町村支援班の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２．市町村支援班の体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２～　３
３．市町村支援班の業務の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・　４～　５
４．市町村支援班の応急業務　・・・・・・・・・・・・・・・・　６～１０
アクションカード
【班長Ａ】市町村連絡員の配備体制の確保　・・・・・・・・　１１～１２
【班長Ｂ】市町村リエゾンの派遣体制の確保　・・・・・・・　１３
【班長Ｃ】市町村支援要員の派遣体制の確保　・・・・・・・　１４
【連絡員Ａ】配備先市町村への参集・配備完了等の報告　・　１５
【連絡員Ｂ】市町村災害対策本部の運営状況等の報告　・・　１６
【連絡員Ｃ】市町村の被害等に関する情報の収集及び報告　１７
【連絡員Ｄ】県災害対策本部からの依頼・要請事項の伝達　１８
【連絡員Ｅ】市町村からの支援要請の把握及び報告　・・・　１９
【連絡員Ｆ】高知県総合防災情報システムへの入力　・・・　２０
【リエゾンＡ】市町村災対本部の支援ニーズの把握・調整　２１
市町村支援班で使用する様式集（様式・記載例）
【市町村連絡員　配備完了報告書（様式：支１）】　・・・　２２～２３
【市町村災害対策本部の状況（様式：支２）】　・・・・・　２４～２５
【市町村の被害状況（様式：支３）】　・・・・・・・・・　２６～２７
【避難所の開設状況（様式：支４）】　・・・・・・・・・　２８～２９
【支援要請等の状況（様式：支５）】　・・・・・・・・・　３０～３１
【市町村災害対策本部会議　メモ（様式：支６）】　・・・　３２～３３
【孤立集落の状況（様式：支７）】　・・・・・・・・・・　３４～３５
【受信・発信記録票（様式：支８）】　・・・・・・・・・　３６～３７
【市町村連絡員（リエゾン）活動日報（様式：支９）】　・　３８～３９
データ集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０～４３
参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４～５３

令和５年４月
南海トラフ地震対策推進幡多地域本部

１．市町村支援班の役割

市町村支援班では、市町村で行う災害対応業務の円滑な実施を支援するため、発災後直ちに「市町村連絡員」を各市町村に配備させるとともに、市町村の被害状況や対応状況等やフェーズに応じて、「市町村リエゾン」、「市町村支援要員」の派遣を行う。

なお、「市町村支援班長」は災害対策支部事務室にて市町村連絡員、市町村リエゾン、市町村支援要員の配備・派遣体制の確保・派遣調整など、班の業務を統括する。

それぞれの担当業務は以下のとおりである。

１　市町村支援班長

①　市町村連絡員の配備体制の確保

・市町村連絡員の配備状況の確認、把握

・市町村連絡員の職務環境の確保

・市町村連絡員の勤務ローテーションの決定

②　市町村リエゾンの派遣体制の確保

・市町村リエゾンの派遣の検討

・市町村リエゾンの職務環境の確保

・市町村リエゾンの勤務ローテーションの決定

③　市町村支援要員の派遣体制の確保

・市町村支援要員の派遣の検討

・市町村支援要員の職務環境の確保

２　市町村連絡員

①　市町村で入手した情報等の県災害対策本部への報告（支部へも共有）

・各市町村での人的・物的被害等の状況

・市町村災害対策本部の態勢・対応状況（災害対策本部会議の情報）

・市町村災害対策本部からの支援ニーズ

②　県災害対策本部からの依頼事項等の市町村災害対策本部への伝達

③　高知県総合防災情報システムへの入力支援（代理入力）

３　市町村リエゾン

①　市町村災害対策本部へ参画し、必要に応じ助言等を実施

②　市町村の支援ニーズの把握と調整

③　市町村支援のための県庁各課や関係機関等との連絡調整

４　市町村支援要員（市町村の指揮下で市町村業務を実施）

①市町村災害対策本部（事務局）運営要員

②避難所運営支援要員

③物資集積仕分け搬送要員　　など

２．市町村支援班の体制

①構成

市町村支援班長（地域産業振興監)、市町村連絡員、市町村リエゾン、市町村支援要員にて構成する。

市町村支援班長は災害対策支部事務室で、市町村連絡員、市町村リエゾン、市町村支援要員の派遣の調整や配備体制の確保など班の業務を統括する。

市町村連絡員、市町村リエゾン、市町村支援要員の選任については、即応性の観点より、まずは支部管内出先事務所等の職員から選任することを基本とするが、継続的な支援のため、必要に応じて県災害対策本部から人的支援の調整を行うこととする。

市町村連絡員、市町村リエゾン、市町村支援要員の選任や派遣手順、装備品等については下記のとおりとする。

■市町村連絡員

項　目	内　　容
選　　任	初動要員として毎年度当初に支部管内の出先事務所等から支部長が選任（各市町村２名)。交替要員等については発災後の状況に応じて派遣体制を検討。
派遣手順	発災後、直ちに各市町村連絡員はあらかじめ定められた市町村の災害対策本部が設置される庁舎に参集。
装備品等	平時より使用している企画員保有のＰＣ等を使用するものとする。 県災害対策本部・支部との通信については、市町村の許可を得た上で、市町村所有の通信機器を使用。 食料等は極力各自持参とするが、持参が出来なかった場合やその後の供給等については支部に要請し支部にて対応を検討。

■市町村リエゾン

項　目	内　　容
選　　任	支部管内の出先事務所等の補佐・次長級職員から支部長が選任。 支部管内での選任が困難な場合は県災害対策本部へ人員確保の調整を依頼。
派遣手順	被害甚大な市町村で、より積極的な支援の必要があると県が判断した場合や市町村から支援の要請があった場合に、市町村リエゾンとして派遣。(派遣する市町村の決定は県災害対策本部と協議の上決定)
装備品等	市町村連絡員の装備品を使用するが、状況に応じて必要となった資機材等については支部へ要請し支部で対応を検討。 食料等については派遣時に支部で準備したものを持参し、供給等が必要な場合は支部に要請し支部で対応を検討。

■市町村支援要員

項　目	内　　容
選　　任	支部管内の出先事務所等の職員(支部要員含む）から支部長が選任。 支部管内での選任が困難な場合は県災害対策本部へ人員確保の調整を依頼。
派遣手順	市町村からの支援の要請等に基づき、支部長が選任した職員を支援要員として派遣。(派遣する市町村の決定は県災害対策本部と協議の上決定)
装備品等	市町村の指揮下で業務を行うこととなることから、業務を行う上で必要となる装備については市町村の貸与となるが、必要に応じて支部で確保。 食料等については派遣時に支部で準備したものを持参するものとし、供給等が必要な場合は支部に要請、支部で対応を検討。

②市町村支援班長の職及び職務代理

市町村支援班長は以下の優先順位１の職員とする。

優先順位１の者が事故等で不在の場合には、優先順位２以下のその場にいる最優先順位の職員とする。

なお、以下の表に記載された者が不在の場合は、災害対策支部事務室に参集している支部要員の中から幡多災害対策支部長が指名する。

優先順位	災害対策支部における役職名	所属・職名
1	市町村支援班長	産業振興推進幡多地域本部　地域産業振興監
2	総括班員	地域支援企画員（総括）